

一般社団法人 全国サービスクリエイター協会 会員慶弔規程

第1章 総則

この規程は全国サービスクリエイター協会会則第25条に定める慶弔について、下記の通り定め、会員の相互の福祉と会員互助の精神に基づいて必要な給付を行うものとする。

第1条(適用範囲)

この親程は、本協会定款第56条に基づき、その慶弔について必要な規程を定めるものとする。

2 本協会が会員相互の互助の精神に則り及び会員相互の福祉の増進を図るため、次の者に対して適用する。

- (1) 定款第7条に定める会員
- (2) 会則第25条に定める役員
- (3) 会則第26条に定める顧問等
- (4) 会則第54条に定める事務局員

3 前項に拘わらず、過去に第7条に定める役員であったものでその後も本会に賛同する者、及びその他理事会において必要と認める者も同様の取り扱いとする。

第2条(受給手続)

本規程によって慶弔金を受けるべき者は、速やかに所定の用紙にて届け出なければならない。

第2章 慶弔金等

第3条(慶弔金等の種類)

慶弔金等の種類は次の通りとする。

- (1) 第1条第2項に掲げる書く以下「会員等」という。) の結婚
- (2) 会員等の子供の出産
- (3) 会員等の死亡
- (4) 会員等の配偶者の死亡
- (5) 会員等の両親又は子供の死亡
- (6) 第1条第3項に掲げる者(以下「元役員等」という。)の死亡
- (7) その他理事会で承認された者

第4条(結婚祝金)

会員等が結婚したときは、結婚祝金として3万円を贈る。ただし、理事を代表者とは別に選任されている場合は下表の通りとする。

区分	代表者の場合	代表者でない場合(理事)
結婚祝い金	3万円	2万円

* 婚姻届を要する。

第5条(出産祝金)

会員等が出産したときは、出産祝金として2万円を贈る。ただし、理事を代表者とは別に選任されている場合は下表の通りとする。

区分	代表者の場合	代表者でない場合(理事)
出産祝い金	2万円	1万円

* 出産証明書を要する。死産の場合は同額を見舞金として支給する。

第6条(香典)

- 1 会員等が理事会等への出席等の協会業務中に死亡したときは、香典10万円および供花を贈る。
- 2 会員等が前項に掲げる事由以外の事由で死亡したときは、香典5万円および供花を贈る。
- 3 本条第1項及び前項に拘わらず、理事を代表者とは別に選任されている場合は下表の通りとする。

区分	代表者の場合(業務中)	代表者でない場合(理事・業務中)
会員等	5万円(10万円)	3万円(5万円)
会員等の配偶者	2万円	1万円
会員等の両親・子供	弔電・花輪	弔電・花輪

第3章 見舞金

第7条(傷病見舞金)

会員等が長期の療養により10日以上入院をした場合は、その期間及び必要に応じて傷病見舞金を支給する。

ただし、金額等についてはその都度理事会において協議するものとする。

第8条(災害見舞金)

会員等の現住居が罷災し損害を受けたときは、その被害に応じて災害見舞金を支給する。

区分	代表者の場合	代表者でない場合(理事)
全焼、全壊、全流出	10万円	5万円
半焼、半壊	5万円	3万円
一部破損、床上浸水	2万円	1万円

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。